

### おもてなし事業及び大谷石活用事業における対象費用

おもてなし事業	おもてなしコーナーの設置	観光情報や周辺商店街情報（パンフレット・チラシ等）を提供するための備品を設けている	・ 棚等の備品購入・設置費用
		上記に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める費用	・ その他必要経費
	バリアフリー対応の店づくり	段差がある場合には、スロープを設け、通行に支障が生じないようにする（店舗入口～店内、お手洗い等全ての利用エリアに段差がないこと）	・ スロープ設置・工事費用 ・ 仕切設置、備品購入費用
		上記に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める費用 ※「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則」別表2に規定する整備基準を満たしたものに限り	・ その他必要費用
	夜間・閉店時における店舗の演出	閉店時（営業終了～日の出まで）において、店舗前の通りを照らし、周辺地域の防犯に協力する。	・ 照明設備設置費用
		上記に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める費用	・ その他必要費用
大谷石活用事業	内装、外装のいずれの使用においても対象とする	・ 大谷石活用にかかる費用及び関連費用	
	上記に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める費用	・ その他費用	
	※宇都宮市大谷石利用促進事業補助金との併用はできません		

- ・ おもてなし事業に掲げるもののうち、いずれか一つを実施した場合については、対象経費を含めたうえで、要綱に規定する各対象事業にかかる内装改造費補助限度額を50万円加算する
- ・ 大谷石活用事業を実施した場合には、50万円を限度として要綱に規定する各対象事業にかかる内装改造費補助額に加算する。ただし、おもてなし事業と大谷石活用事業の双方を実施した場合には、要綱に規定する各対象事業にかかる内装改造費補助額を50万円加算する。